

学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準

学校保健安全法の規定による「学校において予防すべき感染症」は、感染の可能性がある場合、あるいは罹患している場合は、出席停止の措置をとることになっています。

下表の感染症にかかった場合には、医師の指示に従い静養し、速やかに大学に連絡してください。

通学が可能になりましたら、医師に治癒証明(登校許可)書を発行してもらい、学生課に提出してください。

医療機関の用紙に代えることも可能ですが、疾患名と出席停止期間を明記してもらってください。

なお、新型コロナウイルス感染症および季節性インフルエンザについては、治癒証明書、陰性証明等は提出する必要はありませんが、医療機関を受診した領収書・診療明細書・処方された薬の説明書等を用意してもらい、登校が可能となりましたらご自身で科目担当教員へ登校再開の旨をお伝えください。

(新型コロナウイルス感染症(文部科学省通知 5文科初第345号 令和5年4月28日))

(季節性インフルエンザ(厚生労働省通知 事務連絡 令和4年11月4日))

ただし追試験等の申請に診断書が必要となる場合がありますのでお問い合わせください。

	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る。)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 *その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

(学校保健安全法施行規則18条・19条)

主治医殿

治癒証明(登校許可)書の記入について(ご依頼)

「学校において予防すべき感染症」(除 新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ)に罹患しました本学学生について、下記証明書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

高千穂大学 学生課
TEL 03-3313-0145

治癒証明(登校許可)書

学籍番号 _____

氏 名 _____

1. 疾患名 (該当する感染症名に○)

~~インフルエンザ(A型・B型・その他())~~ 風疹 麻疹 結核 流行性耳下腺炎

百日咳 水痘 咽頭結膜熱 腸管出血性大腸菌感染症 その他()

2. 出席停止期間

西暦 年 月 日() ~ 月 日()

上記の疾患は、他に感染のおそれがないので、登校に支障がないことを認めます。

西暦 年 月 日

医療機関名 _____

電話番号 _____

医師名 _____ 印

※学生はこの証明書を、治癒後の登校から1週間以内に学生課に提出すること。

※この情報は本学関係者のみで共有し、原則として第三者には開示しません。

ただし、緊急を要する場合や法令に基づく場合等必要がある時には、本人の同意を得ることなく第三者に開示することがあります。